

# すべての子どものころとからだはぐくみ遊具・備品購入助成申請にかかる審査基準

社会福祉法人 奈良県共同募金会

すべての子どものころとからだはぐくみ遊具・備品助成申請にかかる審査については、「社会福祉法人奈良県共同募金会共同募金助成要綱（以下、「要綱」という。）」、「奈良県共同募金助成要領」及び「すべての子どものころとからだはぐくみ遊具・備品助成要領」によるほか、本審査基準の定めるところによる。

## 1 要綱第3条助成対象事業の欠格要件(3)「事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業」に該当する具体的基準は以下のとおりとする。

- ① 前年度の決算書(財務諸表等) [\*注1]の当期末支払資金残高[\*注2]から申請年度の予算における年間事業活動費の3か月分を差し引いた額が助成対象事業費総額より低い場合。  
[\*注1] 各団体の財務諸表に該当する項目に読み替える。  
[\*注2] 当期末支払資金残高は流動資産と流動負債の差額(貯蔵品以外の棚卸資産、1年以内返済予定長期借入金等、引当金を除く)、すなわち、正味運転資金のことをいう。
- ② 上記①の算定にあたっては、当期末支払資金残高のうち、申請年度以後3年以内に支出する臨時的経費が含まれている場合、その経費を除外する。ただし、実施年度及び実施内容等を記した別紙の理由書及びその根拠資料(法人が策定した計画や会議資料等)を添付することにより、当該臨時的経費の支出計画を明確にすること。

## 2 助成決定にあたっては、下記の項目毎に評価したうえで、総合的な評価により、順位付けを行う。

- ① 障害の有無にかかわらず、子どもたちが遊びを通じて健やかに育つための活動を行っている、または、行おうとしている団体を優先する。
- ② 「社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業」を実施していない団体を優先する。
- ③ 令和2年度からの3年間に、奈良県共同募金会からの助成を受けていない団体を優先する。